

静岡県告示第401号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和5年6月21日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピペリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類 (通称名 Etonitazepipne、N-Piperidinyl Etonitazene)	令和5年6月22日
(2R, 3R)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン、 (2S, 3S)-2-(3-クロロフェニル)-3-メチルモルフォリン及び それらの塩類 (通称名 3-CPM、3-Chlorophenmetrazine)	令和5年6月22日
N-(アダマンタン-1-イル)-1-(4-フルオロプロピル)-1H-イン ダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類 (通称名 4F-ABINACA A、4F-ABUTINACA)	令和5年6月22日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。